

jus の活動に関する細則

1. 日本 UNIX ユーザ会会則第 5 条に定める本会の活動は以下の通りとする。
 - 1) 各種会合の主催
 - ① UNIX および UNIX 関連の計算機システムに関する学術研究および技術情報、製品情報の会員同士の交換を目的として、各種会合をおこなう。
 - 2) 出版
 - ① 会員の研究成果および本会の目的に関連のあるその他の情報を、機関誌およびその他の出版物もしくはそれに類する電子的手段によって会員に提供する。UNIX および UNIX 関連の計算機システムに関する学術研究および技術情報、製品情報の会員同士の交換を目的として、各種会合をおこなう。
 - 3) ソフトウェアおよびデータの配布
 - ① 会員が会員のシステムにおいて利用するためのソフトウェアおよびデータの収集および配布をおこなう。
 - 4) 他団体との交流
 - ① 本会は、本会と活動主旨が類似する他団体と交流をおこない、両団体の会員相互の利益をはかる。
 - 5) その他の活動
 - ① その他、本会の目的を達成するために必要な活動をおこなう。
 2. 日本 UNIX ユーザ会会則第 2 条に定める本会の所在地を、下記の場所に置く
東京都新宿区四谷三栄町 2 番 14 号

会員に関する細則

1. 個人の会員の略称
学生である個人会員の略称を 学生会員とする。
2. 年会費および手数料
 - (1) 会員ごとの年会費を以下のように定める
 - i. 個人会員 6,000 円
 - ii. 学生会員 3,500 円
 - iii. 賛助会員 40,000 円
 - iv. 法人会員 90,000 円 (1 口あたり)
 - (2) 初年度登録手数料を以下のように定める
 - i. 個人会員 1,000 円
 - ii. 学生会員 1,000 円
 - iii. 賛助会員 5,000 円
 - iv. 法人会員 5,000 円 (1 口あたり)
 - (3) 機関誌およびニューズレターの印刷・郵送サービス手数料を 3,500 円とする。
 - (4) 会員は、翌年度分の上記年会費および、印刷・郵送サービスを利用する場合はその手数料を、会計年度末日までに一括前納するものとする。
 - (5) 入会時においては、入会時期にかかわらず、上記年会費および初年度登録手数料および、印刷・郵送サービスを利用する場合はその手数料を総額一括前納するものとする。
 - (6) 入会に際しては、幹事会における決議をもって、初年度登録手数料を減免することができる。
3. 入会時の手続き
入会時の手続きは、月末までに出されたものを、翌月末までに処理することを基本とする。処理が遅延する

としても、月末までに出されたものを、翌々月末までに処理しなければいけないものとする。

4. 賛助会員の特典
 - (1) 個人会員資格
 - i. 賛助会員が個人である場合にはその個人に、団体である場合にはその代表者に個人会員と同等の資格を与える。
 - (2) 印刷・郵送サービス
 - i. 賛助会員は、機関誌およびニューズレターの印刷・郵送サービスを受けることができる。
 - (3) ソフトウェアおよびデータの配布
 - i. 賛助会員は、本会活動に関する細則に基づき、ソフトウェアおよびデータの配布を受けることができる。
 - (4) 催事に関する割引等
 - i. 賛助会員は、本会がとりおこなう有料の催事において、催事ごとに定められた人数に対し、個人会員と同等の割引料金の適用を受けることができる。
5. 法人会員の特典
 - (1) 個人会員資格
 - i. 法人会員は、その代表者に個人会員と同等の資格を与える。
 - (2) 印刷・郵送サービス
 - i. 法人会員は、機関誌およびニューズレターの印刷・郵送サービスを受けることができる。
 - (3) ソフトウェアおよびデータの配布
 - i. 法人会員は、本会活動に関する細則に基づき、ソフトウェアおよびデータの配布を受けることができる。
 - (4) 催事に関する割引等
 - i. 法人会員は、本会がとりおこなう有料の催事において、催事ごとに定められた人数に対し、個人会員と同等の割引料金の適用を受けることができる。
 - ii. 法人会員は、本会がとりおこなう催事において、催事ごとに定められた範囲内での優先的出展権を与えられる。